

用地調査業務等積算基準及び標準歩掛の改定概要

(詳細は新旧対照表を参照)

- 1 文書の体裁や用語の一部を変更する。
- 2 設計等における数値の扱いにおいて、歩掛を補正する際の端数は、小数第2位(小数第3位以下切捨て)とする。
- 3 用地測量業務の標準歩掛において、「打合せ協議」以外の歩掛については、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間を含むものとする。
- 4 用地測量業務の標準歩掛において、「打合せ協議」の歩掛を変更し、新たに「関係機関協議資料作成」と「関係機関打合せ協議」の歩掛を追加し、注意事項を変更する。
- 5 用地測量業務の機械経費及び材料費割合の一部を変更する。
- 6 用地測量業務の標準歩掛における人員について、「普通作業員」を「測量補助員」に変更する。
- 7 調査業務の標準歩掛において、次の歩掛の一部を変更する。
 - (1) 建物の調査 木造建物の調査及び算定、非木造建物の調査及び算定
 - (2) 工作物等の調査 附帯工作物の調査及び算定
 - (3) 土地評価 打合せ協議、地域区分及び標準地選定等業務、標準地価格の算定業務、各画地の評価価格算定業務、残地補償算定業務、評価額の調整業務
 - (4) 地盤変動影響調査等 打合せ協議、事前調査(建物等の調査)、事後調査(建物等の調査) 算定
- 8 調査業務の標準歩掛において、次の歩掛を追加する。
 - (1) 地盤変動影響調査等 事前調査(工作物の調査)、事後調査(工作物の調査)、算定(工作物)
- 9 調査業務の歩掛の追加に伴い、表番号を一部変更する。
- 10 調査業務の標準歩掛において、単位、規模、備考欄の表現を一部変更する。
- 11 調査業務の標準歩掛において、次の歩掛の補正等について一部変更する。
 - (1) 工作物等の調査 機械設備の見積
 - (2) 権利調査 土地利用履歴等調査
 - (3) 移転工法の検討 機械設備設計
 - (4) 事業認定申請図書等の作成 現地調査等、資料の収集及び作成、調書等の作成、添付図面の作成、申請図書作成
 - (5) 土地評価 打合せ協議、地域区分及び標準地選定等業務
 - (6) 地盤変動影響調査等 打合せ協議、事前調査(建物等の調査)、事後調査(建物等の調査)、算定
- 12 標準歩掛における別表の設計数量表示単位一覧表を一部変更する。